

# 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点を算定いたします。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ○初診時              | 1点 |
| ○再診時(3ヶ月に1回に限り算定) | 1点 |

※マイナ保険証の利用の有無にかかわらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご協力をお願いいたします。